

## 委託研究実施の公募

令和2年1月15日  
国土交通省水管理・国土保全局長 五道 仁実

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

### 記

#### 1. 下水道革新的技術実証事業の概要（令和2年度）

本事業は、新下水道ビジョン加速戦略の重点項目VI 防災・減災の推進に掲げる「安価かつ省エネルギーで、平常時でも使用でき、迅速な災害復旧にも活用可能な処理技術」の確立を目指すものであり、具体的には、災害発生により処理施設の機能が停止した場合に、運搬、組立、解体、運転立上、維持管理が容易な革新的な水処理技術について、実規模レベルの施設を設置して実証研究を行うとともに、過疎地域の人口減少時にも活用可能な技術としても検討し、その成果を報告書にとりまとめることを目的とした事業です。

#### 2. 公募対象技術

本事業は、以下の革新的技術を対象とします。

「過疎地域の人口減少時や災害時に移設可能な水処理技術」

また、公募開始時までに実用化されている技術\*は公募の対象とはなりません。

（※下水道分野において既に実施設として導入済み、契約済みの技術、または、応募中の技術とします。ただし、実用化されている技術を組み合わせて既存技術よりも効率的に移設が可能なものは、公募の対象とします。）

#### 3. 事業の具体的内容

本事業は、災害発生により処理施設の機能が停止した場合に、運搬、組立、解体、運転立上、維持管理が容易な革新的な水処理技術を導入し、下記の事項について調査・検討・実証のうえ、得られた知見やデータによる分析・研究の成果を報告書としてとりまとめるとともに、過疎地域の人口減少時にも活用可能な技術としても同様に成果を報告書として取りまとめます。なお、本事業は、技術の実証主体が、実証フィールドとなる下水道施設を管理する地方公共団体（以下「実証フィールド提供者」とする）と共同で実施するものとします。

- （1）革新的技術導入における配置・構造上の留意点、既存設備の活用可能性
- （2）革新的技術導入にあたっての設計及び運搬、組立の方法並びに留意点
- （3）革新的技術の最適運転条件及び質的・量的変動に対する処理の安定性
- （4）革新的技術の運搬、組立及び運転に係るコスト構造の把握及び縮減方策
- （5）革新的技術の運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握並びに削減方法
- （6）国内外の下水道施設への適用性（適用条件、推奨条件）
- （7）その他必要な事項（知財戦略等）

#### 4. 成果品

- ① 報告書（A4 判） 1 部
  - ② 評価書（A4 判：実証成果を評価するために有識者委員会に提出する資料） 1 部
  - ③ 実証施設（設計施工図書や運転データ、維持管理マニュアル等を含む） 1 式
- また、製本したものと併せて、電子データを提出するものとします。

#### 5. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。  
契約締結日の翌日～令和 3 年 3 月 31 日

#### 6. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは以下の①～⑥の要件を満たす機関又は研究者、及び実証フィールド提供者からなる共同研究体です。

- ① 大学等の研究機関
- ② 国または地方公共団体の研究機関
- ③ 日本下水道事業団、研究を目的に持つ国立研究開発法人
- ④ 研究を目的に持つ公益法人（特例民法法人を含む。）、一般社団法人、一般財団法人
- ⑤ 民間研究機関（研究部門を保有している機関）
- ⑥ その他、特に水管理・国土保全局長が委託研究を実施することが適当であると認めた法人または個人

共同研究体の各構成者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者で、かつ、国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこととします。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととします。

なお、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

また、配置予定の代表者に対する要件は、以下のとおりとします。

・代表者に必要とされる類似業務の実績

代表者は、下記に示す類似業務について、1 件以上の実績を有する者としてします。

類似業務：下水処理場の水処理設備に関する計画、設計、施工、維持管理または調査研究業務

#### 7. 応募要領

##### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課

電話 03-5253-8111（内線 34-134）

FAX 03-5253-1596

E-mail : mizoue-y2gj@mlit.go.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和 2 年 1 月 15 日から令和 2 年 2 月 14 日まで

②場所 上記担当係及び 7.（4）の説明会会場

③方法 紙媒体をもって手交

説明会会場以外での配布の場合に説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ（1）の担当まで事前に連絡を行うこと。

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和 2 年 2 月 14 日（金）12：00（必着）
- ② 場所：上記担当係
- ③ 方法：上記期限までに、応募書類を持参又は郵送で提出して下さい。なお、電子メールのみによる応募は受け付けません。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会を以下のとおり開催します。

日 時：令和 2 年 1 月 21 日（火）10：00～12：00

場 所：〒162-0811 東京都新宿区水道町 3 番 1 号水道町ビル 8 階

（公財）日本下水道新技術機構内 会議室

参加を希望される方は、当日直接会場にお越しください。

(5) 説明書に関する質問の方法

説明書に関する質問がある場合は、（1）の担当者までメールまたはファクスにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配布者全員に対して行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。（質問期限は令和 2 年 1 月 29 日（水）12：00 とします。）

(6) 応募書類に関するプレゼンテーションの日時及び場所

有識者委員会において、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてのプレゼンテーション等を行って頂きます。日時及び場所は別途応募者に通知します。

(7) 応募書類

応募に当たっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いいたします。また、文字についても読みやすいフォントかつ大きさとしてください。

(8) 添付書類

添付書類として次のものを提出していただきます。

- ① 応募者の会社定款（全ての者）

※地方公共団体の場合は不要です。

- ② 地方公共団体からの確認書の写し（実証フィールドの無償貸与や共同研究体への参加等にかかるもの）

- ③ 提案技術の概要（A4×1 枚、指定のパワーポイント様式）

- ④ 提案技術の説明資料・パンフレット等

- ⑤ 過去の類似研究の説明資料（研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合には、その説明資料を添付してください。なお、様式は自由としますが、各研究あたり 1 ページ程度とします。）

- ⑥ 実証フィールド内における実証施設配置予定図（一般平断面図）A3 版横

(9) 提出部数

応募書類の部数は次のとおりとします。

- ① 応募書類：正：1 部、副（写し：固有名詞を削除したもの）：1 部、  
電子ファイル(PDF 版)：1 部

- ② 添付書類：正：1 部、副（写し：固有名詞を削除したもの）：1 部、  
電子ファイル(PDF 版)：1 部

※審査用資料として、応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した応募書類、添付書類及び電子ファイル各 1 部を提出してください。（提出媒体は、CD/DVD とし、必ずウィルスチェックをしてから提出して下さい。）

※提出資料は原則として返却いたしません。

(10) 応募書類の受理

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

(11) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

(12) 研究資金の適切な執行について

- ① 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ

（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ② 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ③ その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこととします。

(13) 注意事項

- ① 同一の技術・同等規模で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている、もしくは応募している技術の応募は認めません。
- ② 同一の研究機関等が重複して応募することもできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、実証事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することは

しません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- ⑧ 応募にあたり、実証フィールドについて、実証施設の設置スペース、埋設物等の施工障害の有無、他工事の影響等、適切性を十分に確認しておき、必要な場合は、埋設物の調査等を行うこととします。

## 8. 事業実施者の選定

有識者委員会において、応募に関するプレゼンテーションの審査を行います。審査結果については、結果を問わず応募者に通知します。なお、採否を問わず、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

## 9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (4) 本手続きは、令和 2 年度政府予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合もあります。
- (5) 詳細は説明書によります。
- (6) 「6. 参加資格要件」については、契約を締結するまで要件を満たしているものとします。
- (7) 応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行います。
- (8) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。